

交通安全功労者表彰について

平成 12 年 12 月 26 日
中央交通安全対策会議決定

地域社会における交通の安全に貢献し顕著な功績のあったものに対する表彰については、これまで「交通安全功労者表彰の実施について」（昭和 46 年 3 月 15 日交通対策本部決定）により実施してきたところであるが、同決定が平成 13 年 1 月 6 日をもって廃止されることとなったので、同日以後は、下記により引き続き行うこととする。

記

- 1 表彰者
交通対策本部長
- 2 表彰の範囲
交通の安全に関し、次の各号の一に該当するものに対して行う。
 - (1) 全国的な交通安全思想の普及又は交通安全の確保に顕著な功績があったもの
 - (2) 地域社会における交通安全思想の普及又は交通安全の確保に特に顕著な功績があったもの
- 3 表彰の時期
表彰は、原則として交通安全に関する行事との関連において適当な時期を選定して行う。
- 4 表彰の手続
 - (1) 被表彰者は、上記 2 (1) に該当するものにあつては中央交通安全対策会議の幹事から推薦されたもの、上記 2 (2) に該当するものにあつては都道府県知事から推薦されたもののうちから交通対策本部長が定める。
 - (2) 表彰の審査に関する事務は、内閣府政策統括官において行う。
- 5 前 4 項のほか、この表彰の実施に関し必要な事項は、交通対策本部長が定める。

交通安全功労者表彰実施要綱

平成 14 年 3 月 4 日
交通対策本部長決定
令和 4 年 2 月 1 日
交通対策本部長一部改正

交通安全功労者表彰の実施については、「交通安全功労者表彰について」（平成 12 年 12 月 26 日中央交通安全対策会議決定）に定めるほか、下記により行う。

記

1 表彰の範囲

(1) 全国的な交通安全思想の普及又は交通安全の確保に顕著な功績があったもの（陸上交通に関するものに限る。）は、以下のとおりとする。

ア 以下の基準に該当する個人であること。

(ア) 交通安全思想の普及又は交通安全の確保のために実践的活動を行っていること。

(イ) 一定の活動歴があること。

(ウ) 交通安全に関して関係大臣又はこれに準ずる者から表彰を受けた者であること。

イ 極めて顕著な功績があると認められる者については、上記アの基準にかかわらず、表彰するものとする。

ウ 叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く。）受章者及び安全功労者内閣総理大臣表彰を受けた者は、除くこととする。

(2) 地域社会における交通安全思想の普及又は交通安全の確保に特に顕著な功績があったもの（陸上交通に関するものに限る。）は、以下のとおりとする。

ア 個人

(ア) 以下の基準に該当する者であること。

a 地域社会において交通安全思想の普及又は交通安全の確保のために実践的活動を行っていること。

b 一定の活動歴があること。

c 交通安全に関して都道府県知事等から表彰を受けた者であること。

(イ) 極めて顕著な功績があると認められる者については、上記（ア） a 又は b の基準にかかわらず、表彰するものとする。

(ウ) 叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く。）受章者、安全功労者内閣総理大臣表彰を受けた者及び交通安全に関して関係大臣又はこれに準ずる者から表彰を受けた者は、除くこととする。

イ 団体

- (ア) 以下の基準に該当する団体であること。
 - a 地域社会において交通安全思想の普及又は交通安全の確保のために実践的活動を行っていること。
 - b 一定の活動歴があること。
 - c 活動に質的・量的な広がりがあること。
 - d 交通安全に関して都道府県知事等から表彰を受けた団体であること。
- (イ) 安全功労者内閣総理大臣表彰を受けた団体及び交通安全に関して関係大臣又はこれに準ずる者から表彰を受けた団体は、除くこととする。

ウ 市区町村

以下の基準に該当する市区町村であること。

- (ア) 人口当たりの交通事故死者数が少ない市区町村、又は交通事故死者数が著しく減少している市区町村であること。
- (イ) 交通安全対策に積極的に取り組み、他の市区町村の模範となる交通安全活動を行うなど、交通安全思想の普及及び交通安全の確保に努めていること。

2 表彰の時期

- (1) 表彰は、毎年度1回行うものとする。
- (2) 表彰の日については、内閣府政策統括官が選定する。

3 推薦

(1) 中央交通安全対策会議幹事の推薦

中央交通安全対策会議の幹事は、内閣府政策統括官の定める日までに、その所管行政に係りのある活動を行っている者を推薦するものとする。

(2) 都道府県知事の推薦

都道府県知事は、内閣府政策統括官の定める日までに、その都道府県内に所在する個人、団体及び市区町村を推薦するものとする。

(3) 推薦の数

候補者の推薦数は、中央交通安全対策会議幹事の推薦にあつては1以内とし、都道府県知事の推薦にあつては、個人においては一般個人（40歳以上の者）及び若年個人（40歳未満の者）についてそれぞれ1以内、団体においては一般団体（構成員の過半数の者の年齢が40歳以上の団体）及び若年団体（構成員の過半数の者の年齢が40歳未満の団体）についてそれぞれ1以内、市区町村においては1以内とする。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の事務に関して必要な事項については、内閣府政策統括官が定める。

交通安全功労者表彰候補者推薦要領

令和 2 年 2 月 1 8 日
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当) 決定
令和 3 年 3 月 2 2 日
内閣府政策統括官
(政策調整担当)
一部改正
令和 4 年 2 月 1 日
内閣府政策統括官
(政策調整担当)
一部改正
令和 6 年 4 月 1 日
内閣府政策統括官
(共生・共助担当)
一部改正

交通安全功労者表彰候補者の推薦については、「交通安全功労者表彰実施要綱」（平成14年3月4日交通対策本部長決定。以下「実施要綱」という。）に定めるほか、次によるものとする。

1 全国的な功績による推薦

ア 実施要綱 1 (1) ア(イ)の「一定の活動歴」については30年以上とする。

イ 実施要綱 1 (1) ア(ウ)の「関係大臣又はこれに準ずる者から表彰を受けた者」には、緑十字金章を含み、同銀章は含まないものとする。

ウ 実施要綱 1 (1) イに該当する者を推薦する場合には、中央交通安全対策会議幹事の事務主管部局の長は、内閣府政策統括官（共生・共助担当）にあらかじめ協議するものとする。

なお、当該協議については、内閣府政策統括官（共生・共助担当）が定める日までに行うものとする。

2 地域社会における功績による推薦（個人及び団体）

ア 実施要綱 1 (2) ア(ア) b の「一定の活動歴」について、同 3 (3) の「一般個人」については30年以上、「若年個人」についてはおおむね3年以上とする。また、同イ(ア) b の「一定の活動歴」について、同 3 (3) の「一般団体」については20年以上、「若年団体」についてはおおむね3年以上とする。

イ 実施要綱1(2)ア(ア)c及びイ(ア)dの「都道府県知事等から表彰を受けた者」とは、次のとおりとする。

① 都道府県知事が都道府県交通安全対策協議会等の会長等として表彰を行っている場合には、当該表彰の受賞者を含むものとする。ただし、交通安全に関する都道府県知事表彰や会長等表彰が複数ある場合には、これらのうち当該都道府県において最も評価の高い表彰を受けた者とする。

② 都道府県知事が交通安全に関する表彰(①の会長等としての表彰を含む。)を行っていない場合には、都道府県警察本部長から表彰を受けた者とする。

ウ 実施要綱1(2)ア(ウ)の「関係大臣又はこれに準ずる者から表彰を受けた者」には、緑十字金章又は同銀章は含まないものとする。

エ 実施要綱1(2)ア(イ)に該当する者を推薦する場合には、都道府県の交通安全対策主管部局の長は、内閣府政策統括官(共生・共助担当)にあらかじめ協議するものとする。

なお、当該協議については、内閣府政策統括官(共生・共助担当)が定める日までに行うものとする。

3 地域社会における功績による推薦(市区町村)

実施要綱1(2)ウ(ア)の「市区町村」は、次のいずれかに該当する市区町村とする。

ア 人口20万以上の市区であって、交通安全功労者表彰の候補者(以下「表彰候補者」という。)の推薦を行う年の前年までの5年間(以下「直近5年間」という。)の各年の人口10万当たりの道路交通事故死者数(24時間以内死者数)の合計が5以下であるもの、又は表彰候補者の推薦を行う年の前年までの過去3年間(以下「直近3年間」という。)における各年の道路交通事故死者数(24時間以内死者数)の合計が直近3年間における最初の年の前年までの過去3年間における各年の道路交通事故死者数(24時間以内死者数)の合計と比較して30%以上減少しているもの。

イ 人口2万以上20万未満の市区町村であって、直近5年間の人口10万当たりの道路交通事故死者数(24時間以内死者数)の合計が7以下であるもの。

ウ 人口5千以上2万未満の市町村であって、直近5年間の道路交通事故死者数(30日以内死者数)がゼロであるもの。

エ 人口5千未満の市町村であって、直近10年間の道路交通事故死者数(30日以内死者数)がゼロであるもの。

4 交通安全功労者表彰選考委員会

内閣府政策統括官(共生・共助担当)は、交通安全功労者表彰選考委員会(以下「選

考委員会」という。)を開催する。

ア 選考委員会の任務

選考委員会は、中央交通安全対策会議の幹事及び都道府県知事から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき、被表彰者の案を作成する。

イ 選考委員の構成

選考委員会は、内閣府政策統括官（共生・共助担当）が依頼する者とし、委員長は委員の互選による。

ウ 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、参事官（交通安全対策担当）において処理する。